同　宮澤　睦子
仙台家庭裁判所判事に補する
兼ねて仙台地方裁判所判事に補する
同　岩田　淳之
山形家庭裁判所判事に補する
山形家庭裁判所鶴岡支部勤務を命ずる
兼ねて山形地方裁判所判事に補する
兼ねて山形家庭裁判所新庄支部勤務を命ずる
同　藤田　壮
秋田地方裁判所判事に補する
兼ねて秋田家庭裁判所判事に補する
同　佐藤　由紀
青森地方裁判所判事に補する
兼ねて青森家庭裁判所判事に補する
青森簡易裁判所判事に補する
同　松下　総美
青森家庭裁判所判事に補する
青森家庭裁判所弘前支部勤務を命ずる
兼ねて青森地方裁判所判事に補する
青森地方裁判所弘前支部勤務を命ずる
弘前簡易裁判所判事に補する
同　齊藤　恒久
札幌地方裁判所判事に補する
兼ねて札幌家庭裁判所判事に補する
同　奥田　大助
札幌家庭裁判所判事に補する
兼ねて札幌地方裁判所判事に補する
同　奥　俊彦
札幌家庭裁判所判事に補する
札幌家庭裁判所小樽支部勤務を命ずる
兼ねて札幌地方裁判所判事に補する
札幌地方裁判所小樽支部勤務を命ずる
小樽簡易裁判所判事に補する
同　山崎　隆介
旭川地方裁判所判事に補する
兼ねて旭川家庭裁判所判事に補する
旭川簡易裁判所判事に補する
同　加藤　雅寛
釧路家庭裁判所判事に補する
兼ねて釧路地方裁判所判事に補する
同　荒井　智也
徳島地方裁判所判事に補する
兼ねて徳島家庭裁判所判事に補する
徳島簡易裁判所判事に補する
同　中嶋　謙英
徳島地方裁判所判事に補する
兼ねて徳島家庭裁判所判事に補する
同　杉浦　一輝
高知地方裁判所判事に補する
兼ねて高知家庭裁判所判事に補する
高知簡易裁判所判事に補する
同　赤谷　圭介
松山家庭裁判所判事に補する
松山家庭裁判所西条支部勤務を命ずる
兼ねて松山地方裁判所判事に補する
松山地方裁判所西条支部勤務を命ずる
東京地方裁判所判事・東京簡
易裁判所判事　大須賀寛之
最高裁判所事務総局総務局第一課長を免ずる
最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる
東京高等裁判所判事・東京簡
易裁判所判事　清藤　健一
最高裁判所事務総局総務局第二課長を免じ
最高裁判所事務総局総務局第一課長を命ずる
兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる
名古屋地方裁判所判事・名古
屋簡易裁判所判事　富澤賢一郎
東京地方裁判所判事に補する
最高裁判所事務総局総務局第二課長を命ずる
東京簡易裁判所判事・東京簡
易裁判所判事　高瀬　保守
名古屋地方裁判所判事に補する
名古屋簡易裁判所判事に補する（以上十月十六日）
判事兼簡易裁判所判事　鈴木　正紀
東京高等裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事に補する
東京地方裁判所判事・東京簡
易裁判所判事　山崎栄一郎
司法研修所教官に充てる
同　杜下　弘記
司法研修所教官に充てるりとを解く（以上十月十九日）
判事兼簡易裁判所判事　西山　渉
東京高等裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事に補する（十月二十一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十一月九日カンボジア国の独立記念日につき、同月六日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

法　務

公証人死亡

山形地方法務局所属公証人加藤昭は平成二十七年四月三日死亡した。

松江地方法務局所属公証人大本哲は平成二十七年八月二十五日死亡した。（法務省）

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

鹿児島労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年鹿児島労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月10日

鹿児島労働局長　岩崎　修

第４号中「１時間748円」を「１時間762円」に改める。

国家試験

平成28年司法試験の施行

司法試験法（昭和24年法律第140号）第７条の規定に基づき、平成28年司法試験の施行について、次のとおり公告する。

平成27年11月10日

司法試験委員会委員長　山口　厚

1　受験資格　司法試験法第４条の要件を満たす者

2　期日及び科目

(1)　平成28年５月11日（水）　論文式試験

選択科目及び公法系科目

(2)　平成28年５月12日（木）　論文式試験

民事系科目

(3)　平成28年５月14日（土）　論文式試験

刑事系科目

(4)　平成28年５月15日（日）　短答式試験

民法、憲法及び刑法

3　試験地　札幌市　仙台市　東京都　名古屋市　大阪市　広島市　福岡市

※　各試験地における試験場については、平成28年１月下旬頃、官報に公告する予定。

4　出願手続等

(1)　出願期間　平成27年11月20日（金）から同年12月４日（金）まで

なお、平成27年12月４日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

(2)　受験願書の交付　受験願書は、司法試験委員会（所在は５(1)記載のとおり。）において、平成27年11月10日（火）から交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、表に赤字で「司法試験受験願書請求」と記載した適宜の封筒に、返信用封筒（角形２号に205円分の郵便切手を貼り付け、郵便番号、送付先住所、氏名及び電話番号を明記したもの。）を封入して、司法試験委員会宛て請求すること。

(3)　受験願書の提出　受験を希望する者は、受験願書に必要事項を記入の上、カラー写真（出願前６月以内に撮影した、正面、上半身、無帽、無背景の縦45mm、横35mmのもの。）、受験手数料として28,000円分の収入印紙（４枚以内）を所定の箇所に貼り、出願期間内に司法試験委員会宛て提出すること。

また、受験特別措置を希望する者は、司法試験身体障害者等受験特別措置申出書及び障害や傷病の程度を証明する書類等を添付すること。

なお、提出方法は、司法試験委員会交付の出願用封筒を用い、書留郵便によるものとする。

5　その他

(1)　受験手続その他受験に関する問い合わせは、司法試験委員会（〒100−8977 東京都千代田区霞が関１−１−１　法務省内　電話03(3580)　4111(代)）に行うこと。

(2)　詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。

(3)　行政機関の休日に関する法律第１条第１項に定める行政機関の休日には、事務は行わない。